

令和5年度(2023年度) 財務事務検査の結果について

出納局及び各（総合）振興局総務課（会計部門）では、道の各種機関で行われている財務事務について、その適確な執行の確保を目的として、財務事務検査を定期的を実施しています。

また、財務事務検査は、検査という手法を使い、幅広い階層の職員の資質向上のための研修の一環として位置付けられており、事務処理の誤りや適正を欠く取扱い等があった場合は、単に指摘するだけでなく、「なぜ誤りなのか」、「どのように処理するのが正しいのか」等を指導することで、検査を通じて、本来あるべき事務処理を正しく理解させ、同時に是正することを目的としています。

※根拠規定：地方自治法第149条「知事の会計監督権」及び同法第154条「知事の指揮監督権」並びに北海道財務規則第348条「財務事務の検査」

1 検査の対象機関と内容

- 財務事務検査は、出納局職員や各（総合）振興局の会計部門の職員が、各々が所管する知事部局（振興局、高等看護学院等）や地方部局（道立学校、警察署等）等の道の機関に対して行います。
- 令和5年度(2023年度)は、出納局所管の検査対象機関である114機関のうち74機関、また各（総合）振興局会計部門所管の検査対象機関である274機関のうち119機関への検査を行いました。
- 検査の対象は、収入、支出、契約など財務事務全般についてですが、特に重きをおいて検査をすべき事項（重点事項）を、毎年度決定して実施しています。
令和5年度(2023年度)の重点事項の主な内容は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・収入 収入の徴収漏れはないか、また、未納の場合、督促が適期に行われているか・支出 支払事務は適正に行われているか、また、支払遅延はないか・契約 予定価格等の情報の保管・管理は厳重に行われているか・物品 物品の亡失又は損傷が生じたとき、必要な報告を怠っていないか |
|--|

など

2 検査結果の区分と是正措置

- 検査の結果は、適正を欠く事務処理の内容に応じて、次の区分により分類し、発生原因を踏まえ、今後の再発防止・改善策を策定させるとともに、是正可能なものは速やかにその措置を取らせることとしています。
 - (1)「注意」
不正行為や故意又は重大な過失によるなど不適切な事務処理であるもの
 - (2)「指導」
適正を欠く事務処理のうち、是正措置を講ずることが不可能であるもの
(例：物品の損傷、入札予定価格の誤った積算など)
 - (3)「検査により是正」
適正を欠く事務処理のうち、是正措置を講ずることで、本来あるべき正しい事務処理に訂正が可能であるもの
(例：過小額あるいは過大額である誤払いで、追加支払いあるいは戻し入れが可能なもの)

【「注意」、「指導」、「検査により是正」の件数及び主な内容】

| |
|--|
| <p>1 「注意」(10件)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・【一般事項】 前回実地検査において指導した事項が改善されていないもの ・【一般事項】 決定書を事後に作成しているもの ・【契約】 予定価格及び最低制限価格を高く算定したことから、本来落札者とすべき者と異なる者を落札者とし、契約を行っているもの |
| <p>2 「指導」(129件)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・【一般事項】 検査員を定めず部内検査を行っているもの ・【収入】 納入期限の指定日に誤りがあるもの ・【収入】 未納金の督促が遅延しているもの ・【収入】 現金の払込みが遅延しているもの ・【収入】 収納事務の日常検査が遅延しているもの ・【支出】 支払が遅延しているもの ・【支出】 自家用車を公用で使用する承認が行われていないもの ・【契約】 予定価格の積算を誤っているもの ・【契約】 最低制限価格の入札書比較価格の算出において、1円未満の端数を切上げすべきところを切捨てているもの ・【契約】 契約書を期限内に作成していないもの ・【契約】 検査員の指定を受けていない職員が検査を行っているもの ・【物品】 郵便切手等の年度繰越しが多いもの ・【物品】 物品と帳簿の記載内容との突合点検を行っていないもの ・【物品】 物品を損傷しているもの |
| <p>3 「検査により是正」(83件)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・【一般事項】 収入取扱員の解任の発令を行っていないもの ・【一般事務】 事務引継を行っていないもの ・【収入】 現金領収証書の受払いを記載していないもの ・【収入証紙】 収入証紙の消印がされていないもの ・【支出】 特殊勤務手当の支給額を誤っているもの ・【支出】 旅費が未払いとなっているもの ・【支出】 補助金等の交付に係る内容の公表が行われていないもの ・【契約】 契約書の記載事項を誤っているもの ・【契約】 業務処理責任者等の通知を徴していないもの ・【契約】 指名選考過程の公表が行われていないもの ・【契約】 入札結果の公表が行われていないもの ・【契約】 随意契約結果の公表が行われていないもの ・【物品】 委託契約に伴う供与物品の払出決定が行われていないもの ・【物品】 毒劇物の受払簿を備え付けていないもの ・【物品】 物品台帳を作成していないもの ・【財産】 公有財産台帳が整備されていないもの |

3 まとめ

- 令和5年度の検査結果は、全体で222件の指導等の事項がありました。
そのうち、139件（「注意」10件、「指導」129件）については、事務処理の適正化に向け、改善策や再発防止策を策定するよう指導しました。
また、「検査により是正」となった残りの83件については、改善策の策定に加え、速やかな是正措置を行うよう指導しました。
是正された主なものでは、時間外勤務手当及び各種手当等の過払の事案について、職員に返納を求めたことで、道の損害となるところを回復させるなど、本来あるべき事務処理方法を理解し、同時に正しい事務処理への訂正が図られました。
- 道では、近年、若年層職員の増加傾向が続く中、事務処理に不慣れな担当者がいることなども検査結果の背景として考えられることから、各機関の職員に対して、適正な事務処理を指導し、財務会計事務の適正な執行が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。